

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和7年3月28日

福井県吉田郡永平寺町長 河合 永 充

永平寺町規則第7号

永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成18年永平寺町規則第25号)の一部を次のように改正する。

第15条第10号中「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に、「看護」を「看護等」に、「又は疾病」を「、疾病」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をする」に、「小学校就学の始期に達するまでの子」を「9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」に改め、同号に次のように加える。

ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止

イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの

(永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和2年規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表第3中「であって、6月以上の任期が定められているもの又は6月以上の継続勤務しているもの」を削り、同表に次のように加える。

(18) 会計年度任用職員(6月以上の任期が定められている者又は6月以上継続勤務している者(週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が47日以下であるものを除く。))に限る。)が負傷又は疾病のため療養する必要がある、かつ、その勤務	1の年度において別表第6の定める期間
---	--------------------

しないことがやむを得ないと認められる場合

別表第4中「

<p>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものであって、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務しているものに限る。)が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
--	--

」を「

<p>(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止</p> <p>イ 児童福祉法第39条第1項に規定する</p>	<p>1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間</p>
---	--

保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの	
---	--

」に改め、同表(3)の項中「であって、6月以上の任期が定められている又は6月以上継続勤務しているもの」を削り、同表中(7)の項を削り、(8)の項を(7)の項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和7年4月1日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求(3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。)を行おうとする職員は、同日前においても、同条及び改正後の永平寺町職員の勤務時間、休暇等に関する規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。